

答 申

「水産庁、大分県等の行政、漁業関係者も交えて資源管理や漁業調整のあり方を検討している豊後水道、宇和海におけるタチウオ資源をめぐる会議、打ち合わせ、情報交換のために作成したり、受け取ったりした文書一式」部分公開決定

第 1 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和 4 年 3 月 22 日付けで愛媛県知事（以下「実施機関」という。）が行った部分公開決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 公文書公開請求

審査請求人は、令和 4 年 3 月 5 日、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「水産庁、大分県等の行政、漁業関係者も交えて資源管理や漁業調整のあり方を検討している豊後水道、宇和海におけるタチウオ資源をめぐる会議、打ち合わせ、情報交換のために作成したり、受け取ったりした文書一式」について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件公開請求に対し、令和 4 年 3 月 22 日付けで部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

非公開とした部分は、①協議に参加した漁業者の役職名・氏名、②関係組合の漁獲量、③協議における関係者の発言内容に関する情報、④職員個人のメールアドレスで、理由は、①は条例第 7 条第 2 項第 1 号に該当、特定の個人に関する情報が明らかとなり、公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、②は条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当、公にしない条件で任意に提供された情報であり、公にすることにより、当該組合の正当な利益を害するおそれがあるため、③及び④は条例第 7 号第 2 項第 6 号に該当、県及び国が行う事務に関する情報であり、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるためである。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和 4 年 4 月 25 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書で主張する部分公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 公文書部分公開決定に係る対象文書（以下「本件公文書」という。）の内容

審査請求人が部分公開決定の取消しを求める本件公文書は、「タチウオを目的とした操業に係る関係漁業者、水産庁及び大分県との協議に係る資料」である。

2 本件公文書を部分公開とした理由

(1) 条例第7条第2項第1号該当性

非公開とした「協議に参加した漁業者の役職名・氏名」は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報であり、開示することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2項第1号に該当すると判断した。

(2) 条例第7条第2項第2号ア該当性

非公開とした「関係組合の漁獲量」は、協議において関係組合の状況を具体的に説明するため、関係組合から公にしないとの条件で任意に提供された情報であり、当該組合の販売事業における主力魚種であるタチウオの月別・年別の詳細な漁獲量の推移に関する情報である。当該組合において、タチウオはタチウオ釣りを専業とする組合員によって豊予海峡周辺の限られた漁場で漁獲されており、当該組合のタチウオの漁獲量とは、組合員が長年蓄積したノウハウによって得られる成果である。当該情報を開示することにより、組合員のタチウオ釣りに関するノウハウが当該組合に所属しない漁業者や遊漁者（以下「他者」という。）に推測又は明らかにされ、従来であれば、組合員がそのノウハウによって他者より有利にタチウオを漁獲するところ、ノウハウを利用した他者が漁期に大挙して押しかけてくることにより、漁場の競争等により組合員はその優位性を失うことから、タチウオ釣りにおける組合員の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。水産業協同組合は、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第4条において「組合は、その行う事業によってその組合員又は会員のために直接の奉仕をすることを目的とする」と規定されており、水産業協同組合の正当な利益とは組合員の正当な利益であることから、条例第7条第2項第2号アに該当すると判断した。

(3) 条例第7条第2項第2号イ該当性

非公開とした「関係組合の漁獲量」は、協議において関係組合の状況を具体的に説明するため、当該組合から公にしないとの条件で任意に提供された情報であり、上記(2)のとおり当該組合所属の組合員の競争的地位その他正当な利益を害するおそれがあり、水産関係業界の通常取扱いにおいても公にしないこととなっている情報であることから、条例第7条第2項第2号イに該当すると判断した。

(4) 条例第7条第2項第6号該当性

- ① 非公開とした「協議における関係者の発言内容に関する情報」は、愛媛県が協議における関係者の意見等をもとに作成した協議録における発言内容及び協議資料のうち関係者の発言内容を類推させるおそれのある部分である。漁業調整は、漁業法（昭和24年法律第267号）第36条第2項において「特定水産資源の再生産の阻害の防止若しくは特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理又は漁場の使用に関する紛争の防止のために必要な調整をいう」と規定されており、当事者の話し合いによりお互いが

合意することで漁場の使用に関する紛争の防止等を図るものであるが、協議に係る発言内容や発言内容を類推させるおそれのある資料が開示されることで、今後の協議において当事者が自らの意見を開示されることを厭うあまり、胸襟を開いて率直に意見を述べることを躊躇し、当該事務を行う意味を失わせることとなる。また、協議は、愛媛県と関係漁業者、水産庁及び大分県との信頼関係の下、非公開の形式で行われており、出席者の意見等も公開を前提に発言されたものではない上、協議録は、担当者が関係者の意見等を手書きで書き留めたメモを清書したものにすぎず、事後に各出席者に発言内容についての確認・了承を得ているものではないため、正確性が担保されていないことから、開示することにより、不正確な情報を流布せしめ、関係者に不必要なあつれきや不信感・不快感を生じさせたりするなどして当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第2項第6号に該当すると判断した。

- ② 非公開とした「職員個人のメールアドレス」は、日常の事務において庁外の限られた関係者との連絡を目的として使用するものであり、開示することによりいたずらや偽計目的に使用され、当該メールアドレスを用いる本来の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第2項第6号に該当すると判断した。

第4 審査請求の内容

1 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 個々の非開示部分について理由を具体的に示さず有意な情報のほとんどを非公開とした決定は条例の目的に反し、何人も利用できる規定した公開請求権を不当に制約するものであり、この決定を破棄し、条例第7条第2項の趣旨に真に該当するものを除いて、原則として全部公開する決定を求める。
- (2) 非開示部分がある理由として県は条例第7条第2項1号、2号、6号に該当すると主張しているが、対象の23文書個々の非開示箇所についてどの条項が該当するのか示しておらず、ルールに基づかない決定は手続き上も無効である。
- (3) 「関係組合の漁獲量」を公表することがどのように関係組合の正当な利益を害するのか不明であり、決定にあたって当該組合に意見照会したかも不明である。個人が識別されない漁獲情報は、遊漁者も含めて県が把握している限り一般に公開されるべき情報である。
- (4) 「発言内容、メールアドレス」のうち発言者名が不開示であれば、発言内容を非公開とする合理的な理由はない。公正、公平な議論がなされているかの検証を拒む検閲を思わせるような過度な非開示扱いは改めるべきである。

2 審査請求人の反論

審査請求人が主張する弁明書に対する反論は、おおむね次のとおりである。

- (1) 関係組合の漁獲量は「公にしないとの条件で任意に提供された情報」だと主張するが、その根拠は弁明によっても示されていない。
- (2) タチウオ漁獲量は「組合員が長年蓄積したノウハウによって得られる成果」であるにしても、保護されるべきは漁獲や漁場や漁法等のノウハウそのものであり、その結

果としての漁獲量情報ではない。漁獲量は卸売市場への出荷等を通じてだれでも知りうる情報の一つであり、県や漁業者が排他的に独占すべき情報でもない。タチウオ資源回復のため遊漁者、まき網漁業者との話し合い、情報共有が必要であるところ、むしろ積極的に共有されているべきものである。

(3) 協議の記録について県側は「公開を前提に発言されたものではない」とするが、会議自体が非公開であっても事後的に会議録が公開される漁業調整に関する会議（海区漁業調整委員会）は多々ある。タチウオに関する協議も県職員等が出席して行われる漁業調整の一環であるので、会議が非公開だからといって議事録を作成、公開できないとする県の主張はむしろ行政としての怠慢であり、政策形成過程の検証を妨げ、県民や国民の知る権利を軽んじている。

(4) 県は「手書きで書き留めたメモを清書したものに過ぎず、出席者に了承を得たものではなく、正確さが担保されていない」と説明するが、出席者に意見照会をする時間もあったはずであるし、県の視点から残した行政文書が関係者全員の合意を得た文書である必然性もない。長く保存しておきながら「正確さが担保されていない文書」だとして非開示とすることは条例の規定を濫用し、不適切な判断である。

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求の内容について

本件審査請求の対象となっている本件公文書は、「タチウオを目的とした操業に係る関係漁業者、水産庁及び大分県との協議に係る資料」である。

本件処分において、実施機関が非公開とした部分は、①協議に参加した漁業者の役職名・氏名、②関係組合の漁獲量、③協議における関係者の発言内容に関する情報、④職員個人のメールアドレスで、理由は、①個人に関する情報であり、公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2項第1号に該当、②関係組合から公にしない条件で任意に提供された情報であり、公にすることにより、当該組合の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2項第2号ア及びイに該当、③及び④県及び国が行う事務に関する情報であり、公にすることにより当該事務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるため、条例第7号第2項第6号に該当するというものである。

これに対し、審査請求人は、「関係組合の漁獲量」を公表することがどのように関係組合の正当な利益を害するのか不明であり、個人が特定されない漁獲情報は、県が把握している限り一般に公開されるべき情報である。また、「発言内容」は、発言者名が不開示であれば発言内容を非公開とする合理的な理由はなく、公正、公平な議論がなされているかの検証を拒む検閲を思わせるような過度な非開示扱いは改めるべきと主張し、条例第7条第2項の趣旨に真に該当するものを除いて、原則として全部公開することを求めているところであり、以下、実施機関による本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分に係る具体的な判断

(1) 協議に参加した漁業者の役職名・氏名について

実施機関は、協議に参加した漁業者の役職名・氏名は、特定の個人を識別するこ

とができる個人に関する情報であり、開示することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2項第1号に該当すると主張する。

実施機関の説明によると、漁場においては漁業者同士、漁業者と遊漁者の不和やトラブルが頻発し、トラブルの当事者に対する一方的な誹謗中傷がSNS上に書き込まれたり、当事者を中傷する動画がSNS上で公開されたりする事態となっており、協議に係る海域では関係者同士が必ずしも良好な関係を築いているとは言えない状況にある中、協議に出席したことが公になると、広く名指しで揶揄されたり、攻撃されたりして、参加者の権利利益が害されるおそれがあるとのことである。

上記の実施機関の説明には、不合理な点は認められず、協議に出席したことを公開することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるとの説明も是認できるものであり、当該情報は条例第7条第2項第1号に該当するとして非公開とした実施機関の処分は妥当である。

(2) 関係組合の漁獲量について

ア 条例第7条第2項第2号ア該当性

実施機関は、「関係組合の漁獲量」は、関係組合の組合員が長年蓄積したノウハウによって得られる成果であり、当該情報を開示することにより、組合員のタチウオ釣りに関するノウハウが当該組合に所属しない漁業者や遊漁者に推測又は明らかにされ、従来であれば、組合員がそのノウハウによって他者より有利にタチウオを漁獲するところ、ノウハウを利用した他者が漁期に大挙して押しかけてくることにより、漁場の競合等が生じ組合員はその優位性を失うことから、タチウオ釣りにおける組合員の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、ひいては当該組合の正当な利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2項第2号アに該当すると主張する。

実施機関の説明によると、年別、月別の漁獲量が当該組合の生産・技術・販売上のノウハウと言えるかどうかについては、当該組合に所属する漁業者は、その時々々の気象や海象等を長年の経験に照らして出漁の判断を行い、非常に限られた漁場においてタチウオを漁獲しており、漁獲量は漁業者が長年蓄積したノウハウによって漁期を過たずに見定めて出漁した成果であり、漁獲量情報が公になると、どのような気象や海象条件等の際に漁場に行けばタチウオを漁獲できるかが推測又は明らかにされ、漁期を逸せず大挙して訪れる遊漁者に漁場を常に占有されることとなり、漁業者はその優位性を失うことになるとのことである。

漁獲量を公開することで漁業者が優位性を失い、当該組合の正当な利益を害するおそれがあるとの実施機関の説明に、十分な合理性があるとは認められず、条例第7条第2項第2号アに該当するとは認められない。

イ 条例第7条第2項第2号イ該当性

実施機関は、「関係組合の漁獲量」は、協議において関係組合の状況を具体的に説明するため、当該組合から公にしないと条件で任意に提供された情報であり、水産関係業界の通常の見取りにおいても公にしないこととなっている情報であることから、条例第7条第2項第2号イに該当すると主張しているが、実施機関の当該主張には合理性が認められ、当該情報は、条例第7条第2項第2号イに該当すると認められる。

ウ 非公開の妥当性

以上のとおり、関係組合の漁獲量は、条例第7条第2項第2号アに該当するとは認められないものの、同号イに該当すると認められることから、非公開とした実施機関の処分は妥当である。

(3) 協議における関係者の発言内容に関する情報について

実施機関は、協議における関係者の発言内容に関する情報は、愛媛県が協議における関係者の意見等をもとに作成した協議録における発言内容及び協議資料のうち、関係者の発言内容を類推させるおそれのある部分であるが、開示されることとなれば、今後の協議において当事者が自らの意見を開示されることを厭うあまり、胸襟を開いて率直に意見を述べることを躊躇し、当該事務を行う意味を失わせることとなる。

また、協議は、愛媛県と関係漁業者、水産庁及び大分県との信頼関係の下、非公開の形式で行われており、出席者の意見等も公開を前提に発言されたものではない上、協議録は、担当者が関係者の意見等を手書きで書き留めたメモを清書したものにすぎず、事後に各出席者に発言内容についての確認・了承を得ているものではないため、正確性が担保されていないことから、開示することにより、不正確な情報を流布せしめ、関係者に不必要なあつれきや不信感・不快感を生じたりするなどして当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第2項第6号に該当すると主張する。

このうち後段部分の、協議は非公開で行われ、出席者の意見等も公開を前提にしたものではなく、また、発言内容について出席者の確認・了承を得ておらず、正確性が担保されていないため、開示することで当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の説明には、納得できる十分な合理性は認められない。

一方、前段部分の説明については合理性が認められるため、当該情報は条例第7条第2項第6号に該当するとして非公開とした実施機関の処分は妥当である。

(4) 職員個人のメールアドレスについて

実施機関は、職員個人のメールアドレスは、日常の事務において庁外の限られた関係者との連絡を目的として使用するものであり、開示することによりいたずらや偽計目的に使用され、当該メールアドレスを用いる本来の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第2項第6号に該当すると主張する。

職員個人のメールアドレスが公開された場合、職員個人に対する嫌がらせや、不特定多数の者から本来の業務目的以外のメールが大量に送信される等の事態が想定され、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。よって、実施機関の説明には合理性が認められ、当該情報は条例第7条第2項第6号に該当するとして非公開とした実施機関の処分は妥当である。

3 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 7月26日	諮問
令和4年 9月12日	審査会（第1回審議）
令和4年11月14日	審査会（第2回審議）
令和5年 1月17日	審査会（第3回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
松 原 日出子	松山大学人文学部教授	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	